

よくある質問と回答

開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業の参加東京スタートアップ企業募集

No	分類	質問	回答
①応募方法			
1-1	複数応募	提案技術・製品について、複数個ある場合、1回の応募で全て記載すべきか。	複数の製品・技術を組み合わせて一つのソリューションとして提供する場合はまとめてご応募下さい。 別々の製品・技術を別々のソリューションとして提供する場合は、製品・技術毎に分けてご応募ください。
1-2	応募フォーム	応募フォームの幅や高さは修正しても良いか。	はい、軽微な修正は問題ありません。ただし、セルの結合や行の追加は行わないでください。
1-3	応募フォーム	応募書類に押印は不要か。	はい、押印は不要です。
1-4	応募内容修正	応募内容の修正や変更は可能か。	応募期間内であれば、再提出という形で登録内容の修正・変更は可能です。審査の公平性を保つため、 <input checked="" type="checkbox"/> 切日以降の修正・変更対応は不可とします。
②応募資格・応募内容			
2-1	応募資格	100%資本を外国企業が保有している外資系企業は応募可能か。	本邦登記企業であり、会社法に定められる外国会社に該当しなければ応募可能です。
2-2	応募資格	対象となる法人は医療法人も含まれるか。	本事業は東京スタートアップのビジネス展開進展を促進する事業ですが、医療法により設立される医療法人については、収益業務を行うことに制限があり非営利性を持っていると思われ、事業目的に対し合致しない恐れがあります。応募自体は排除いたしません、応募いただいた際には上記の点を含め確認いたしますのでこの点を応募フォームにて詳しくご説明ください。
2-3	応募資格	「創業（第二創業を含む）から10年以内」とあるが、10年はどのタイミングからか。	2013年11月30日以降に創業された企業を対象とします。
2-4	応募資格	第二創業の定義は何か。	過去に事業を行っていた者や、すでに事業を営んでいる個人または法人が、これまで営んできた事業の属する業種とは異なる業種(日本標準産業分類の中分類が異なる業種)へ転換や進出をすることとします。 該当する場合は、業種転換の日付と、日本標準産業分類の中分類の変更前・後について応募様式の備考欄に記入してください。
2	応募資格 2023/11/08 追加	東京での登記をまだ完了していないが、2024年1月までに完了できる見込みであれば、対象になるか。	2023年11月30日までに東京都に拠点を設けている企業を対象といたします。
2	応募資格 2023/11/08 追加	都内に拠点を有さないが、都内のVCからの資本が入っている場合でも応募可能か。	応募企業が都内に拠点を設けている必要がございます。
2	応募資格 2023/11/08 追加	都内にシェアオフィスを借りている場合は応募可能か。	当該オフィスを支店として登記している、または営業所として税務署に届け出ている場合は応募可能です。特に公的な届けを出されていない場合は対象外となります。
2	応募資格 2023/11/06 追加	「海外展開前の」「近い将来、対象国での事業開始を計画している」企業を支援することのだが、既に海外で事業展開（拠点設立、販売実績、調査等）を行っている場合も応募可能か。	既に開発途上国で事業展開している企業の応募を妨げるものではありません。
2-5	2社以上の共同提案	企業以外の大学や社団法人との共同提案は可能か。	可能です。ただし、共同提案者に本事業から委託金を支出（再委託）する場合には以下の条件を厳守することとします。 ・企業からの再委託先が本調査の主業務を担当しない ・再委託先が委託金額の50%を超えた業務を行わない ・企業が再委託先の調査進捗や業務管理、契約手続き及びその関係書類の管理・提出を漏れなく行う
2-6	2社以上の共同提案	2社またはそれ以上の複数企業で共同で事業を行っている場合、JVでの応募は可能か。	共同で応募は可能ですが、その中の1社を応募企業と定めた上で応募してください。 なお、調査の実施から報告書作成までは参加される企業間で役割分担を明確にした上で実施をお願いします。（2-5に記載の再委託に関する条件が適用されます）
2-7	2社以上の共同提案	応募企業がデジタル技術をもっておらず、パートナー企業とデジタル技術を活用してビジネスを進めていくことは、本事業の対象になるか。	DX技術の部分がパートナー企業であっても、ビジネスモデルとして統括しているのが応募企業であれば対象となります。（2-5に記載の再委託に関する条件が適用されます）

2-8	過去の採択経験	過去に東京都や他の省庁の支援事業に採択された経験がある場合でも、今回の調査に応募できるか。	過去に東京都や他の公的機関（経済産業省、JICA、JETRO、中小機構、NEDO等）の海外展開支援事業において本事業と同様の調査を実施した製品・技術・サービスと同一の提案でなければ応募可能です。 また、異なる国や地域を対象とした場合や、同一国や地域でも異なる調査内容であれば応募可能です。
2-9	過去の採択経験	提案予定の製品(装置)は過去に調査事業に採択された装置の仕様が異なり、原料は同じだが、製造物が異なる場合、採択された装置に該当するののか。	ご提案予定の装置が、以前採択された調査事業の装置と、機能・用途が違う場合は別の製品として判断致します。 他方で、客観的にも同装置と機能・用途が同一であると判断される場合は選定外となります。
2-10	別事業・調査との関係性	現在募集（または実施）されている他の公的機関事業に応募中（又は採択中）だが、応募可能か。	同一国または同地域を対象とした、本調査と同一の製品・技術・サービスを用いた同一の提案調査内容の提案は、採択された場合に重複する可能性があるため応募できません。
2	別事業・調査との関係性 2023/11/08 追加	他省庁案件に現在応募中でその採択が11/30時点で決定していない場合、本事業に応募することは可能か。	重複して採択される可能性があるため、応募はご遠慮ください。
2-11	製品・技術・サービス	製品・技術・サービスが現時点で、日本語版しかなく、今後、英語や多言語対応する予定のものも対象になるか。	製品・技術・サービスの言語対応は応募資格の条件に含まれていません。募集要項の応募資格を満たすご提案であれば、今後英語や多言語化する予定のものも含めてご応募資格を有します。
2-12	製品・技術・サービス	異業種製品の輸出も商社活動として行っている。自社製造品でないケースでも応募は可能か。	当該製品のメーカーの了解を得たうえで応募ください。メーカーとご応募企業との当該製品に関する権利・義務関係を明確にご説明いただくようお願い致します。
2-13	製品・技術・サービス	過去に過去に公的機関（経済産業省、JICA、JETRO、中小機構、NEDO等）の海外展開支援事業で採択された実績のある技術と、同一ではないが関連する技術を、新たに本調査に向け応募することは可能か。	「関連する技術」の用途や機能が以前他の事業で採択された実績のある技術と異なれば応募可能ですが、客観的にも同一と判断される場合は選定外となります。
2	製品・技術・サービス 2023/11/08 追加	同じ国/製品の提案について、他省庁案件で初期仮説～ニーズ調査の途中までのみを実施したが、本事業でパートナー開拓フェーズまでを対象として応募は可能か。	過去に実施した内容とは異なる内容の調査・実証として応募可能です。
2	製品・技術・サービス 2023/11/08 追加	〇〇分野での進出を検討しているが、支援対象になるか。	募集要項に記載の重点領域以外でも応募は可能です。ただし、その分野の課題解決が社会にとって重要性が高い点を十分にご説明ください。
2	製品・技術・サービス 2023/11/08 追加	現地製造業の人手不足は対象分野に含まれるか。	重点3分野には含まれませんが、社会課題であれば応募可能です。
2	製品・技術・サービス 2023/11/08 追加	・技術開発費（例えばシステムの現地化・チューニング等を想定）は補助対象になるか。 ・試作品の開発費は対象となるか。	本事業は基本的に、販売実績のある製品/サービス・技術を対象とします。販売実績とは、製品/サービス・技術の提供の結果、金銭授受が発生した事実をもってとみなします。なお、提案企業と資本関係・人的関係のある企業又は個人への販売は実績として認めません。 ただし、販売実績がなくとも、主たる要素技術の販売実績がある、又は提案製品・サービスの実証段階を終えていれば可といたします。この場合、応募様式において当該販売実績及び実証結果について記載してください。 その上で、該当する製品・サービスのローカライズ費用や、現地実証用MVPの作成費用については支援対象となります。
2	製品・技術・サービス 2023/11/08 追加	サービスはできているが、その国の言語にローカライズする費用は補助対象になるか。	販売実績がある、または実証段階を終えている製品・サービス・技術であれば、ローカライズ費用は対象となります。
2-14	添付資料	応募書類の製品・技術・サービスの関連資料に、フローチャートや概念図を含めることはできるか。	制限はありません。パンフレット等の提出をPDF等で提出することが可能です。
2-15	予算	1,200万円以下の見積もりでも応募できるのか。	応募可能です。
2-16	予算	見積額は税別で記入するののか。	税別で記入ください
2-17	予算	応募時から上限金額は変更しない前提で、採択後に内訳の修正等は可能か。	可能です。しかしながら、調査の目的に照らし合わせ、内訳の変更が調査を遂行するにあたって妥当であるか否かを考慮した上での判断となります。
2-18	予算	一部自費負担し、上限額を超える調査内容で応募することは可能か。	可能ですが、公正を期すため採択の評価は支援上限額で行う調査の範囲内で行うので、どの部分について本事業の予算の使用を想定しているか応募書類で分かるようにしてください。

2-19	対象国	対象国が決まっていないが応募は可能か。	複数の対象国候補（3か国程度までを想定）を記入いただき、採択後にその中から絞り込みを支援することは可能です。全く候補国が決まっていない状態や、地域（東南アジア、アフリカなど）のみの記入は選定外となります。
2-20	対象国	複数国を対象とした調査は可能か。	可能です。ただし、約11カ月（その内現地渡航可能期間8カ月）の調査期間内で調査を完了することが可能な調査設計とするよう留意してください。
2-21	対象国	「外務省が公表する危険情報においてレベル1以下の地域を対象に本調査を実施します」とあるが、対象国にレベル2以上の地域がある国で、レベル1以下の地域に限って調査を行うことは問題ないか。	調査対象として設定いただくことは可能です。ただし、レベル1以下の地域が小さい場合や周囲の危険度が著しく高い場合は、ビジネスの実現性・継続性への影響を踏まえて審査を行います。また、レベル1以下の調査対象地に行くためにレベル2以上の地域を陸路で通過する必要がある場合は選定外となります。
2-21	対象国 2023/11/08 追加	特に重点的に募集する地域や国などはあるか。	条件に記載している地域や国であれば応募はどの国でも可能ですが、経済規模や成長可能性、安全性の観点からその対象国や地域が妥当か、審査時に判断いたします。したがって、経済規模が著しく小さい国や、日本のプレゼンスが低い国、安全面や経済状況で懸念がある国を希望される場合は、十分な理由の記載をお願いします。
③審査			
3-1	審査日程	一次審査（書類審査）と二次審査（オンライン面接審査）の結果はいつ届くのか。	一次審査結果通知は2023年12月下旬、二次審査結果通知は2023年1月中旬を予定しています。なお、審査過程及び結果のお問い合わせはご遠慮ください。
3-2	審査日程	二次審査（オンライン面接審査）の都合が悪い場合は他の日時を指定できるか。	二次審査は2024年1月9日（火）、10日（水）、11日（木）の中で行いますので、恐縮ですが責任者及びご担当の方はご予定の程、宜しくお願ひ申し上げます。二次審査の日時の詳細は一次審査通過のご連絡次第行います。
3-3	二次審査	二次審査（オンライン面接審査）には何名参加できるのか。	特に人数制限はございません。事業の責任者及びご担当の方（同一であれば1名でも問題ありません）のご参加をお願いいたします。
3-4	二次審査	二次審査の時間及び内容如何。	時間配分は調整中ですが、15分程度の中で提案内容のご説明と質疑応答を予定しています。
3-5	審査結果	審査結果は公表されるのか。	採択企業について、事業HPにて公開予定です。
3-6	審査結果	不採択の場合、理由は確認できるか。	不採択の理由については開示できかねます。
④業務実施内容			
4-1	対象国	採択された場合、企業が応募時に希望した国以外で調査を実施することは可能か。	採択後に実施計画書の作成していただく中で、事務局と採択企業の間で協議し、より適した国が判明した場合、調査対象国の変更を提案することがあります。
4-2	調査・報告書 内容	事務局による採択企業への支援はどのようなものか。	本調査では、有限責任監査法人トーマツ及び株式会社Double Feather Partnersのコンサルタントによる1社あたり約50-60人日相当の伴走支援及び進捗管理支援を行い、その範囲内で必要に応じ国内外のアドバイザーや専門家の紹介、実証の対象、実証内容、必要な準備、注意点などのアドバイス、調査資料の提供等を行います。 支援方針及び内容については採択企業にはじめに協議・合意いたします。 なお、外部有料サービス（法律事務所への相談や現地コンサルタントによる調査など）については支援額（1社1,200万円（税抜））からの支出となります。
4	調査・報告書 内容 2023/11/08 追加	現地のコンサルタントや企業は紹介してもらえるか。	既に事務局でネットワークを有している企業やコンサルタント、VC等については紹介可能です。国や分野によっては適切な連携先について、調査の中で採択企業と伴走チームで協力してリサーチするケースも出てくると想定しています。
4	調査・報告書 内容 2023/11/08 追加	コンサル伴走支援について、現地パートナーや販売先候補企業などのリストアップやアポイントメント取得支援などは可能か。	既に事務局でネットワークを有している組織については紹介可能です。それ以外の場合には、採択SUの実施する作業の支援や、現地コンサルタント（別途費用）の紹介を通じた支援となります。
4	調査・報告書 内容 2023/11/08 追加	助成期間内にビジネス展開が構築できた場合、終了期間を早めることは可能か。	可能です。
4-3	利用用途 2023/11/08 リンク修正	予算の利用用途に関する制限等はあるか。	利用用途については経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」に準じます。同マニュアルのP6「主な対象経費項目及びその定義」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf 不明確な経費項目については、東京都および事務局との協議により決定します。

4-4	利用用途 2023/11/08 リンク修正	一般管理費用や人件費の計算時に使用する単価について、特定のルールが存在するのか。	一般管理費や人件費単価についてのルールは、経産省の「委託事業事務処理マニュアル」を参照ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf ・人件費の考え方・・・P9～ ・一般管理費の考え方・・・P33～												
4-4	利用用途 2023/11/08 追加	現地支社の立ち上げにかかる費用は対象となるか。	現地支社立ち上げは、調査・実証の範囲外と捉えられるため、当該費用は対象外となります。												
4-5	利用用途	調査の中で現地で売り上げを上げることは問題ないか。	調査の性質を踏まえ、売り上げを上げることは事業目的上ふさわしくないと捉えられます。調査の過程で実際に購入してもらって購入意欲を確認する必要がある場合等には、後程返金するなど実際の売り上げが上がらないように調査設計をしてください。												
4	利用用途 2023/11/08 追加	事業終了後（助成期間終了後）、収益化が実現した場合、補助額を上限に、収益納付が求められることはあるか。	事業終了後の収益について納付を求めることはございません。												
4-6	製品・技術・サービス	自社製品の調達も可能か。	<p>対象経費の中に採択事業者の自社製品の調達がある場合、支払額の中に採択事業者の利益等相当分が含まれることは、事業目的上ふさわしくないと捉えられます。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱います。</p> <p>① 利益等排除の対象となる調達先 採択事業者自身の場合、利益等排除の対象とします。</p> <p>② 利益等排除の方法 原則、設備の製造原価をもって対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいうこととします。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認めます。 例) 売上原価÷売上高（直近年度単独決算報告）をもって利益相当額を排除します。</p> <p>原価算出方法の個別の確認・指示はいたしかねますが、「原価」について必要に応じて「合理的な説明」が出来るよう、各社経理ご担当とご調整ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>関係会社から</th> <th>100%同一資本企業から</th> <th>自社から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3者見積の場合</td> <td>利益排除必要なし</td> <td>利益排除必要なし</td> <td>3者見積参加不可 利益排除</td> </tr> <tr> <td>特命発注の場合</td> <td>利益排除必要なし 事由書をもって判断</td> <td>利益排除</td> <td>利益排除</td> </tr> </tbody> </table>		関係会社から	100%同一資本企業から	自社から	3者見積の場合	利益排除必要なし	利益排除必要なし	3者見積参加不可 利益排除	特命発注の場合	利益排除必要なし 事由書をもって判断	利益排除	利益排除
	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から												
3者見積の場合	利益排除必要なし	利益排除必要なし	3者見積参加不可 利益排除												
特命発注の場合	利益排除必要なし 事由書をもって判断	利益排除	利益排除												
⑤現地渡航															
5-1	調査・報告書 内容	現地渡航を行わない、またはオンライン上のみで調査を行うことは可能か。	少なくとも1回の現地渡航を行うよう計画を立ててください。渡航回数や期間は定めませんが成果に結び付く回数、期間の設定をお願いします。												
5-2	現地渡航	治安情勢や感染症の状況が急激に悪化した場合、現地渡航でなく、遠隔での調査も可能か。	治安情勢等の影響から対象国で調査が困難になった場合は、事務局及び東京都と協議及び合意の上、遠隔での調査も可能です。												
5-3	現地渡航	現地渡航の時期は、企業側で希望した時期に行けるか。2024年12月までに行けない場合は、2025年1月以降に延期可能か。	現地渡航のタイミングについては、採択企業の計画通りに実施いただく想定ですが、感染症対策や治安情勢等との兼ね合いもあるため、調整を依頼する可能性があります。 現地渡航の期間は2024年12月までになります。既にその時期までに現地渡航が出来ないことが明らかな場合は応募の対象外となります。												
5-4	現地渡航	現地渡航の回数や期間、参加人数に上限はあるか。	特に上限はありません。支援額の予算内で設定してください。												
5-5	現地渡航	企業が負担する経費は何かがあるか。	上記経費マニュアルに記載の項目であれば採択予算内での充当が可能です。それ以外で不明な項目がある場合は、都度事務局へ確認の上で対応をお願いします。												
5-6	現地渡航	渡航にビジネスクラスの利用は可能か。また、ホテルクラスの指定はあるか。	航空賃はエコノミークラス料金を上限として支出いたしますが、差額を自社負担してのアップグレード等は可能です。ホテルクラスを含め、渡航費用の規制については応募様式に添付の「海外旅費等支払基準」をご確認ください。												
5-7	現地渡航	現地渡航には事務局伴走メンバーも同行するのか。同行する場合はどのような事項を行うのか。	採択企業1社につき1回、1～2週間の渡航同行を予定しておりますが、詳細は採択企業との協議及び各種実施可能性に基づき決定します。なお、現地情勢等を踏まえ同行を行わない可能性もあります。 同行時には、現地でのロジ面の支援に加え、ヒアリングのリード、調査内容のアドバイス、テストマーケティングのサポートなどを提供いたします。なお、通訳業務、現地アポ取得調整が必要な場合は別途委託金から通訳や現地コンサルタントの備上をお願いいたします。												

5-8	現地渡航	事務局伴走メンバーが渡航に同行する費用は採択企業が負担するのか。	事務局伴走メンバーが渡航に同行する費用は原則として事務局が負担します。一部、企業側の追加負担が発生しない範囲で借上車への同乗等をお願いする可能性があります。
5-9	現地渡航	渡航にあたり、どのような安全対策が取られるのか。	開発途上国への渡航にあたり、事務局は以下の対策を講じます。 <ul style="list-style-type: none"> ・渡航日程の共有：渡航先・日程の現地日本大使館との共有 ・旅レジの登録：現地大使館が危険情報等を発出する旅レジの登録徹底 ・旅行保険の加入：「治療・救済費用」が5,000万円以上保証される保険への加入の徹底 ・現地病院情報：外務省「世界の医療事情」による現地の保健・医療状況と、現地病院の確認 ・緊急連絡体制：渡航者と連絡の取れる電話番号、各渡航者の国内の緊急連絡先の共有 ・安全講習の受講：JICAセルフディフェンス研修受講の徹底 ・国別安全情報：JICA国別安全対策情報の確認と安全対策の徹底 ・デロイトグローバル：現地デロイトオフィスとの渡航情報の共有と安全情報の確認 ・緊急事態対応チーム：事務局緊急事態対応チームを組成し、国内で24時間連絡を受けられる体制を準備 <p>なお、上記を踏まえ、採択企業は自己の責任と判断において業務を遂行し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、採択企業の責任と負担において十分に付保するものとし事務局及び東京都はこれら一切の責任を免れるものとしたします。</p>
⑥実施体制			
6-1	事業の再委託	業務の一部を採択企業から再委託することは可能か。	採択企業からの再委託は可能ですが、以下の条件を厳守することとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業からの再委託先が本調査の主業務を担当しない ・再委託先が採択金額の50%を超えた業務を行わない ・企業が再委託先の調査進捗や業務管理、契約手続き及びその関係書類の管理・提出を漏れなく行う
⑦業務開始の手順・実施内容			
7-1	調査準備	本調査に採択された場合、その後どのような手続きが必要になるか。	採択後に事務局へ事業計画書を提出していただき、内容の調整や協議を行います。また、同時に委託契約の手続きを行います。
⑧支援機構			
8-1	支援機構	支援機構ではどのような支援が受けられるのか。	採択企業の状況やニーズを踏まえ、専門的知見や場の提供、途上国進出のノウハウやネットワーク等のアセットを持つ主体の紹介と面談の機会を実施予定です。また、交流機会の提供として、連携を促すためにネットワーキングイベント等を実施予定です。※実施内容については計画段階であり、一部提供されない場合もございます。
8-2	支援機構	支援機構ではどのような組織とつながることができるのか。	採択企業以外の参加主体については現在検討中ですが、国内外のベンチャーキャピタル、金融機関、政府系機関、事業会社等を想定している他、スタートアップ企業同士の連携機会の提供も検討しています。
⑨本事業の成果			
9-1	調査・報告書内容	完了報告書は、どのような内容を想定しているか。	主に事業計画書で予め設定いただいた調査項目に対する調査結果を記述いただくことを想定しています。 また、状況に応じて調査内容や方針の変更が生じることも予想されるため、最終的な記載内容については事務局及び東京都、採択企業の3者による協議の上で決定するものとしたします。
9-2	調査・報告書内容	完了報告書は一般に公開されるか。	公開は予定していません。ただし、報告書の一部を採択企業とご相談の上、(非公開部分を含まない)結果概要として公開する可能性がございます。
9-3	調査・報告書内容	完了報告書のボリュームの目安はあるか。	WordまたはPowerpointで20～40ページ程度を想定しています。
⑩報告会			
10-1	報告会	報告会ではどのような開催形式を想定しているか。	オンラインによる公開形式で開催を予定しています。
⑪精算			
11-1	精算	委託金の請求時(精算)に必要な書類は何か。	報告書の検収後、請求書を以って支払いを行います。特に確定検査は実施しませんが、資金使途に不明点や疑義がある場合は契約書や領収書等の証拠の確認を行うことがあるため、関連書類は適正に保存してください。
11-2	支払い	経費は概算前払いでは無く、全額後払いか。	全額後払いとなります。
⑫その他			
12-1	調査の中止	調査を自社都合で中止した場合、費用負担はどうなるか。	中止の理由やそれまでに支出した費用等を踏まえ、事務局及び東京都との協議で決定します。

12-2	次年度以降の 実施 2023/11/06 追加	本事業は来年度以降も実施されるのか。	来年度以降の実施については未定です。
------	----------------------------------	--------------------	--------------------